

安曇野市土地利用審議会 会議概要

1 審議会名	第90回安曇野市土地利用審議会
2 日 時	令和2年5月28日(木) 午後1時23分から午後2時20分まで
3 会 場	安曇野市役所
4 出席委員	7名中7名(委員名簿非公開)
5 市側出席者	坪田都市建設部長 横山都市計画課長、山田係長、中山主査、竹村主任 矢花建築住宅課長、高山開発調整係長、森主査、清澤主査
6 公開・非公開の別	非公開
7 非公開の理由	安曇野市附属機関等の設置及び運営に関する指針(平成27年安曇野市告示第334号)第7条第3号に該当するため
8 会議概要作成年月日	令和2年6月1日

協 議 事 項 等

1 会議の概要

- (1) 開 会
- (2) あいさつ
- (3) 自己紹介
- (4) 報告事項
- (5) 審議案件
- (6) そ の 他
- (7) 閉 会

・第89回土地利用審議会議事録について

2 審議概要

(1) 報告事項

・第89回土地利用審議会議事録について

- 誤り等のないことを確認した。

(2) 審議案件

・審議案件(1)について  
資料説明(事務局)

- 今ある建物を改装するのか。外見はそのままなのか。

→ そうである。

- 配置図であるが、農業用機械をこんなに所有するものなのか。

→ 開発者は地元の担い手農家で、かなりの面積を耕作しており、このぐらいの機械を所有していると承知している。

- 開発者は70haを超える農地を耕作していると思うので、かなりの農業用機械を所有していると思う。

○ 既存の花き栽培ハウス3棟を農業用機械倉庫に変更すると思うが、もう花き栽培はやめてしまうのか。

→ 現状、花き栽培はされていない。ハウスのみがある状況である。

○ 担い手一本でやるということか。

○ 地図北側の住宅の方がハウスで花き栽培をしていた。栽培者が高齢になり、花き栽培が大変だということで開発者が買い取り、機械用倉庫に変更すると聞いている。

○ 了解した。

・審議案件（2）について  
資料説明（事務局）

○ 農地と開発地の境はどういった計画になっているのか。何もせずに農地と接続するのか。それともフェンス等を立てる予定なのか。

→ フェンスを立てる予定はなく、おそらく畦畔ブロックを入れられると思う。

→ 図面を見るとL型擁壁H=500を入れる予定になっている。

→ 図面にL型擁壁を入れる予定となっている。

○ きれいに分岐されるということで了解した。

○ 計画地の道路は全て市道認定されるのか。

→ 全て宅地延長になる。

○ 了解した。

・審議案件（3）について  
資料説明（事務局）

○ 苔シートを使うとなっているが、概要を教えてください。

→ 土地利用計画図に場所等の記載はないが、雑草対策ということでパネルの角部分に敷き詰めると思う。雑草対策及び緑化を兼ねた計画になっている。

○ 苔は自然の苔なのか。

→ 人工芝のようなものではなく、自然の苔である。

○ 了解した。

○ 開発地は川沿いだが、堤防は高いのか。近くにかじかの里公園があり、子供が訪れる可能性がある。反射光は公園にくるのか。

→ 低反射パネルを採用している。堤防については②の写真の右側の道路が堤防沿いの道路になる。堤防より低い部分もあるし、同じ高さの部分もある。

○ 堤防沿いの木立は残るのか。

→ そうである。

○ 傾斜角について教えてほしい。以前の案件でも質問したことがあるが、傾斜角 $20^{\circ}$ は一般的な角度なのか。また、周りに植えた木が大きくなるまでの間、道路の位置によっては反射が気になるのか。

→ 太陽光パネルの傾斜角は $20^{\circ}$ が多い。光害や反射の被害や法律等を踏まえて合理的な角度と業者は判断していると思われる。周辺の木立について影になってしまうところは手入れ等で対応すると思われる。

○ 了解した。

○ 雑草対策で苔シートを使用するのは初めてだと思う。雑草問題は非常に大事なことで、次回まででいいので、方法について具体的に教えていただきたい。

→ 承知した。

・審議案件（４）について  
資料説明（事務局）

○ 公図を見ると計画地は２区画に分かれており、奥の区画は宅地延長された形跡があるが、以前に開発の計画があったのか。

→ 農地転用等の確認はできない。分筆しただけで農地転用はされていないと思う。

○ 了解した。

○ 開発予定地の地目は田んぼになっているが、現状何も使っていない状況なのか。

→ 現況写真のとおり、耕作はしておらず、管理だけされている農地になる。

○ 了解した。

○ 写真を見る限り、形状も水田ではないと思う。

・審議案件（５）について  
資料説明（事務局）

○ 基本集落に２辺しか接していない。残りの２辺は田んぼだと思うが。

→ 特定開発の認定指針において、既存宅地に隣接していれば、500㎡までの開発が可能となる。これが建売住宅の開発になると大半が基本集落に接していないといけない。

○ 了解した。

○ 令和2年2月21日に農振除外になっているが、農振除外に係る会議はいつ行われたのか。

→ 平成30年後期に申出がされている。その後名前が変わり、令和元年後期に変更されている。

○ 了解した。

・審議案件（6）について  
資料説明（事務局）

○ 開発は問題ないと思うが、新しく建つ建物が母屋になるのか。助産院は既存の建物になるのか。

→ 既存の建物に住宅部分と助産院の機能は残る。

○ 2つとも助産院の機能があるということか。

→ そうである。

○ 1つにまとめたほうが効率的だと思うが。

（6）その他

・次回日程調整（事務局）

以上